

広島県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年三月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道高根島線	尾道市瀬戸田町高根字大畝谷三〇七八番地先から 尾道市瀬戸田町高根字峠ノ下三三二三番地一先まで	平成一八年三月三日